

第3章

自殺対策の推進に 関する基本方針

第3章 自殺対策の推進に関する基本方針

1 共通認識

本市において、自殺対策に取り組むにあたり、行政・関係機関・団体・市民等が、それぞれ次に掲げる4つの事項を理解・認識することが重要です。

(1) 自殺は「誰にでも起こりうる身近な問題」である

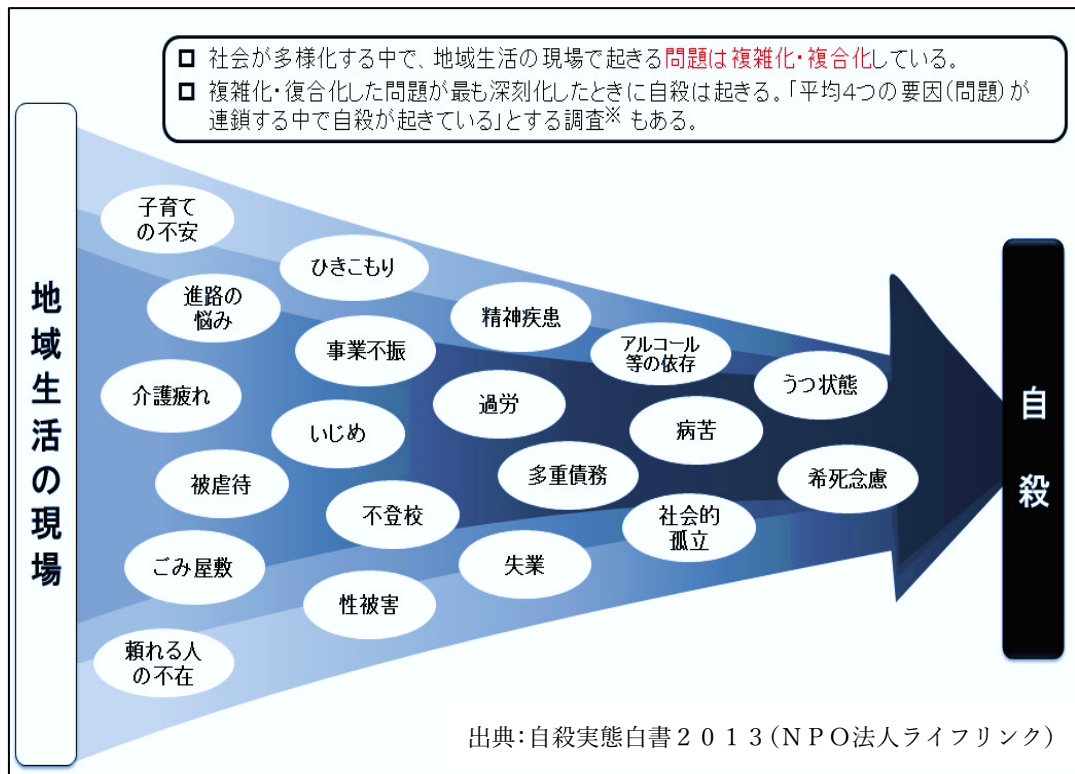
自分は自殺と関係がないと考えがちですが、自殺は、自分や家族、友人等、周りの人が当事者になる可能性がある問題です。

自殺対策を進めていく上では、まず市民一人ひとりが、自殺は「誰にでも起こりうる身近な問題」であることを認識する必要があります。

(2) 自殺はその多くが「追い込まれた末の死」である

自殺は、特定の要因のみで起こるものではなく、病気の悩み等の健康問題のほか、倒産、失業、多重債務、長時間労働等の経済・生活問題、育児や介護・看病疲れ等の家庭問題等、様々な要因が複雑に関係しています。

自殺は個人の自由な意志や選択の結果ではなく、その多くが心理的に「追い込まれた末の死」ということを認識する必要があります。



(3) 自殺はその多くが「防ぐことができる社会的な問題」である

世界保健機関（WHO）が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題である」と明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるということが、世界の共通認識となっています。

心理的な悩みを引き起こす様々な要因に対する社会の適切な介入により、また、自殺に至る前のうつ病等の精神疾患に対する適切な治療により、「多くの自殺は防ぐことができる」ということを認識する必要があります。

(4) 自殺を考えている人は「何らかのサインを発している」ことが多い

死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠や原因不明の体調不良、自殺をほのめかす言動等、自殺の危険を示すサインを発している場合が多いと言われています。

家族や職場の同僚等身近な人でも、自殺のサインに気づき難い場合もあるため、まず自分の身近な人、そして周りの人のサインに気づき、自殺予防につなげていくことが必要です。

2 基本理念

本市の自殺の現状や国の「自殺総合対策大綱」、栃木県の「いのち支える栃木県自殺対策計画」を踏まえ、下記のとおり基本理念を掲げ、その実現を目指します。

【基本理念】

『共に支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない“鹿沼市”の実現』

3 基本的な考え方

本市における自殺の現状及び共通認識を踏まえ、次の基本的な考え方に基づき、自殺対策の推進に取り組みます。

(1) 「生きることの包括的な支援」として推進します

個人でも地域でも、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高まると言われています。そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組みます

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題の他、地域・職場の在り方の変化等様々な要因と、その人の性格傾向、家族の状況、死生観等が複雑に関係しています。自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であり、様々な分野の施策や組織等が密接に連携する必要があります。

(3) 啓発と実践を両輪として対策を推進します

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが重要であるということが、地域全体の共通認識となるよう積極的に普及啓発を行います。

また、全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう広報活動、教育活動等に取り組みます。

4 取組主体ごとの役割

基本理念である「共に支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない“鹿沼市”」を実現するためには、行政、関係機関・団体、市民等が連携・協働し自殺対策を総合的に推進することが必要です。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化・共有化し、相互に連携・協働しながら取り組みます。

